

情 個 審 答 申 第 2 8 号

令和8年（2026年）3月6日

熊本市教育長 遠藤 洋路 様

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会 長 澤 田 道 夫

熊本市情報公開条例第18条の規定に基づく諮問について（答申）

令和7年（2025年）7月18日付け、教政発第000354号により諮問を受けました下記の審査請求について、別紙のとおり答申します。

記

平成29年度（2017年度）から令和3年度（2021年度）までの、熊本市立学校（小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・特別支援学校等）から熊本市教育委員会へ提出されたいじめ（生徒間・教職員によるもの等全て、軽微なもの・重大なもの問わず全ての内容）に関する報告書等全ての文書等開示（部分開示）決定に対する審査請求について

答 申

第1 審議会の結論

熊本市教育委員会（以下「実施機関」という。）の行った文書等開示（部分開示）決定は、一部妥当でない。

同決定のうち、「別紙9-10 2017年度～2021年度まで 熊本市立学校（小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・特別支援学校等）から熊本市教育委員会へ提出された『いじめ（生徒間・教職員によるもの等全て、軽微なもの・重大なもの問わず全ての内容）』に関する報告書等全て」を部分開示とした部分を取り消した上で、該当する文書を改めて特定し、開示決定等を行うべきである。

第2 審査請求の経緯

- 1 令和5年（2023年）3月30日、審査請求人は、熊本市情報公開条例（平成10年条例第33号。以下「条例」という。）に基づき、平成29年度（2017年度）から令和3年度（2021年度）までの、熊本市立学校（小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・特別支援学校等）から実施機関へ提出された「いじめ（生徒間・教職員によるもの等全て、軽微なもの・重大なもの問わず全ての内容）」に関する報告書等全て（以下「本件文書」という。）を含む複数の文書等（以下「請求文書」という。）について文書等開示請求（以下「本件開示請求」という。）をした。
- 2 令和5年（2023年）4月17日、実施機関は、本件開示請求に係る文書等の開示決定期限を同年5月12日までとする期限延長の決定を行った。
- 3 同月10日、実施機関は、請求文書のうち、先に開示等を決定する部分に係る期限を同月12日、残りの開示決定等をする部分に係る期限を同年12月28日までとする文書等開示期限の特例延長の決定を行い、請求文書のうち、本件文書以外の文書等の一部について文書等開示（全部開示）決定を行った。
- 4 同月12日、実施機関は、請求文書のうち、本件文書を含む残りの文書等について文書等開示（全部開示）決定（以下「12月決定」という。）を行った。
- 5 令和6年（2024年）3月29日、審査請求人は、12月決定の取消しを求めて、審査請求書を実施機関に提出した。
- 6 同年6月25日、実施機関は、12月決定を取り消した。また、実施機関は、開示等決定に係る期限を同年9月30日とする文書等開示期限の特例延長の決定を行った。

- 7 同年7月5日、実施機関は、審査請求を却下する裁決を行った。
- 8 同年9月30日、実施機関は、本件文書を含む請求文書について文書等開示（部分開示）決定（以下、当該決定のうち、本件文書に係る部分を「本件処分」という。）を行った。
- 9 同年12月31日、審査請求人は、本件処分の取消しを求めて、審査請求書を実施機関に提出した。

第3 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

- (1) 送付されてきた「R2 学校調査報告書01～04」、「R3 学校調査報告書01～18」が求めている文書かどうかは判断できないが、それが開示請求内容に該当する文書であるとしても平成29年度（2017年度）から令和元年度（2019年度）までの文書が入っていない。

文書がないのであれば、情報公開条例第11条第2項に基づき、文書不存在の理由を記載した「不開示決定」を出し、文書が存在していないことを明確にする必要がある。

よって、処分を取り消し、開示請求書の内容どおり全ての年度の「いじめの報告書等」の文書を特定し、部分開示決定処分へのやり直しをすることを求める。

- (2) 請求内容の「いじめに関する報告書」とは、一般的に「事故報告書」と呼ばれている文書のことである。送付されてきた文書に「事故報告書」に当たる「報告書」が入っていない。求めているのは、「熊本市立学校長名で作成され、作成年月日・いじめの発生日・被害者・加害者が記載された熊本市教育委員会宛てに提出された報告書（準ずるものを含む。）」である。

- (3) 文部科学省からの調査のため、実施機関はそれなりにいじめの認知件数把握のために学校からの報告書を収集しているものと推測する。そのような背景のもとで作成・収集された報告書を部分開示してほしい。

- (4) 「いじめに関する学校からの報告」が職員の個人のメモとして作成された場合であっても作成に当たって元の文書が存在するのではないか。

文書の内容から口頭で話を聞いただけで作成できるようなものではなく、学校から提出された報告書をもとに作成したのではないかと推測できる。そうであるならばその元となった文書を特定して部分開示すべき。

- (5) 「いじめに関する学校からの報告」は、そもそも公文書（行政文書）に当たらない。文書名・作成年月日・作成者・宛先が記載されておらず、どの職員間で共有されたのか不明であり、条例で定義されている公文書とは言えない。

どの自治体でも1件の案件につき1件の報告書が作成されている。複数の事案を1

つの文書にまとめたものはいじめに関する報告書と呼ぶことはできない。

一方、「学校いじめ報告書」には、文書、作成日、作成者（校長）・宛先（熊本市教育委員会）が記載されているので、令和2年度（2020年度）から令和3年度（2021年度）までの文書については行政文書は存在していると言え、1つの事案についての記載がされている。

- (6) そもそも旧熊本市個人情報保護条例（平成13年条例第43号）に違反して作成された文書で部分開示してはいけない。いじめの報告書は個人情報を収集して作成する公文書として成立するには、実施機関内部で閲覧使用だけでも最低限、文書作成日、作成者、使用目的、情報提供先が記載されているべきであり、旧熊本市個人情報保護条例に違反して作成された文書の可能性が高く、そもそも部分開示決定は不適切である。
- (7) 実施機関から審査請求人に対して請求内容に関する問い合わせはなかった。問い合わせをすれば請求者の意図が伝わり文書の特定が容易であったと考える。

2 実施機関の主張

学校調査報告書は令和2年度（2020年度）と令和3年度（2021年度）しか存在していない。実施機関は、請求人が求めている文書を特定し、平成29年度（2017年度）から令和3年度（2021年度）全ての年度において必要な文書の開示を行っている。

第4 審議会の判断

1 審査請求人が開示を求めている文書等

審査請求人が実施機関に対し開示を求めている文書等は、本件文書である。

2 判断に当たっての基本的な考え方

本件審査請求に係る判断は、本件文書について、条例、関係法令、関係資料等を総合的に勘案し、開示決定時を基準時として、実施機関が行った開示決定の妥当性を判断したものである。なお、本件文書の不開示部分については、インカメラ方式を用いて検討している。

また、当審議会は、条例に基づき本件処分の妥当性を判断するものであり、事業等の是非については判断しない。

3 本件処分の妥当性について

- (1) 平成29年度（2017年度）から令和元年度（2019年度）までの「学校調査報告書」の存否について

ア 審査請求人は、平成29年度（2017年度）から令和元年度（2019年度）までの「学校調査報告書」が開示されていないと主張する。これに対して、実施機

関は、「学校調査報告書」は令和2年度（2020年度）と令和3年度（2021年度）しか存在していないと主張する。

当審議会において実施機関に確認したところ、調査報告書は、重大な事件の場合のみ作成されるものであるとのことであり、平成29年度（2017年度）から令和元年度（2019年度）までにおいてはそのような事件がなかったため作成されていないとのことであった。この実施機関の主張に不自然、不合理な点はない。

したがって、当該文書が存在しないとする実施機関の判断は妥当である。

イ 審査請求人は、文書がないのであれば、文書不存在の理由を記載した「不開示決定」を出し、文書が存在していないことを明確にする必要があると主張する。

文書等開示請求書の記載からすると、審査請求人は、年度ごとの文書の開示請求を個別に行っているのではなく、平成29年度（2017年度）から令和3年度（2021年度）までのいじめに関する報告書等全ての開示を包括的に求めているものと解される。本件のように包括的な形で開示請求がされた場合には、実施機関においては、開示請求書の記載を合理的に判断して自ら特定を行った文書等についてのみ、開示・不開示の応答をすれば足りるものである。

本件では、実施機関は、審査請求人の請求を包括的な請求としてとらえ、調査した結果、他の文書は存在しないとの判断に基づき開示したものであり、このような状況では、これに加えて他の文書について不存在である旨を示す必要はないものである。

したがって、審査請求人の主張は採用することができない。

(2) 学校からの報告書の特定の要否について

審査請求人は、「熊本市立学校長名で作成され、作成年月日・いじめの発生日・被害者・加害者が記載された熊本市教育委員会宛てに提出された報告書（準ずるものを含む。）」を対象文書として特定すべきと主張する。

当審議会において実施機関に確認したところ、文部科学省に報告するいじめ等の件数把握のために学校から年度ごとに提出させる調査書が存在するとの回答があった。

また、開示された「いじめ概要報告」は、各学校から教育委員会に毎月提出される「生徒指導状況報告（定例報告）」の中の様式4「児童生徒事故・問題行動報告」からいじめ事案を抽出してまとめたものであるとの回答もあり、さらに当該文書は審査請求人による開示請求を受けた後に新たに作成したものであることも判明した。このような実施機関の対応は、情報公開制度の趣旨から逸脱したものであり、妥当とは言えず、実施機関としては、「いじめ概要報告」を対象文書として特定すべきではなかった。

以上を踏まえると、実施機関の判断は妥当ではなく、改めて該当文書を特定し開示決定等を行うべきである。

4 結論

以上により、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

5 付言

審査請求人は、審査請求書において、「決定処分を出す前に請求者に問い合わせをすれば請求者の意図が伝わり、文書の特定が容易であった」と主張する。

本件開示請求に対しては、開示文書が極めて大量であり、かつ開示に相当長期の時間を要することがほぼ確実に予想されたものと考えられ、それゆえ開示請求者が真に必要とする情報の開示を迅速に受けることができなくなることも容易に想定された。

このような状況を踏まえると、開示請求を受けた実施機関としては、請求者に問い合わせで請求の意図を確認し、請求者が真に開示を求める文書のみを対象とする請求への補正を提案するなど、迅速かつ的確な開示の実現に向けた対応をとるべきであった。

また、今回、実施機関は「いじめ概要報告」を作成し、部分開示決定をしているが、当該文書については審査請求人からの反論書等により「どの自治体でも1件の案件につき1件の報告書が作成されている。複数の事案を1つの文書にまとめたものはいじめに関する報告書と呼ぶことはできない。」などと述べられていることも踏まえると、これから行う再度の決定への対応も含め、今後は、審査請求人に対して請求の意図を問い合わせるなど、迅速かつ的確な開示の実現に向けた対応を強く求めるものである。

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

| | | |
|---------|---|-------|
| 会 | 長 | 澤田 道夫 |
| 会長職務代理者 | | 河津 典和 |
| 委 | 員 | 魚住 弘久 |
| 委 | 員 | 岩橋 浩文 |
| 委 | 員 | 北野 誠 |

[参考]

審議会の審議経過

| 年 月 日 | 審 議 経 過 |
|----------------------|---|
| 令和7年(2025年) 7月25日 | 熊本市教育長から諮問(令和7年(2025年)7月18日付け)を受けた。 熊本市教育長から審査請求書の写しを受理した。 熊本市教育長から弁明書の写しを受理した。 熊本市教育長から反論書の写しを受理した。 |
| 令和8年(2026年) 1月9日 | 諮問の審議を行った。 |
| 令和8年(2026年) 1月23日 | 諮問の審議を行った。 |
| 令和8年(2026年) 2月6日 | 諮問の審議を行った。 |
| 令和8年(2026年) 2月20日 | 答申案の審議を行った。 |
| 令和8年(2026年) 3月6日 | 答申案の審議を行った。 |